

自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録抹消について

【抹消事業者】

- ・ 特定非営利活動法人このゆびと一まれ（抹消日：令和6年11月11日）

（原因・理由）

身体の不自由な障がい者等公共交通機関の利用がむずかしく、移動手段を確保することが困難な方に、通院、買物等、外出が必要な際、有償運送を行うことにより、本人の自立を促進し、地域福祉向上を目指して始めましたが、福祉有償運送の利用者が大幅に減少していました。

そのため、登録されていた利用者には、家族の送迎、福祉タクシーなどに切り替えていただき、この度福祉有償運送以外による移動手段の確保が整ったので、福祉有償運送の登録抹消をするものです。

【参考】自家用有償旅客運送とは（国交省ガイドブックより）

1. 概要

自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、原則としてバス、タクシー事業の許可が必要とされています。

しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保する観点から、市町村やNPO法人等によるボランティア有償運送を認める自家用有償旅客運送の登録制度が創設されています。

2. 種別

自家用有償旅客運送の種別は次のとおりです。

(1) 市町村運営有償運送	
①交通空白輸送	市町村内の過疎地域等の交通空白地域において、市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行うもの
②市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち、身体障がい者、要介護者であって、市町村に会員登録を行ったものに対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
(2) 福祉有償運送	
NPO法人等が身体障がい者や要介護者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの	
(3) 公共交通空白地有償運送	
NPO法人等が公共交通空白地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うもの	